

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金信用保証料補給金交付要綱

制定 令和3年7月28日付け 農第454号

改正 令和3年 月 日付け 農第529号

(目的)

第1条 この要綱は、島根県農業経営等緊急対応資金融資要綱(令和2年2月26日付け農第1760号。以下、「融資要綱」という。)別表に定める令和3年度大雨・台風農業被害対策資金の融資について、融資要綱第5条の認定を受けた者が、島根県農業信用基金協会(以下、「基金協会」という。)に支払う信用保証料の負担軽減を図ることを目的とする。

(信用保証料補給金の交付)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、基金協会に令和3年度大雨・台風農業被害対策資金の信用保証料を支払った農業者(以下、「資金利用農業者」という。)に対して、予算の範囲内で信用保証料補給金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(信用保証料補給金の交付対象期間及び交付の率)

第3条 信用保証料補給金の交付の対象期間は、信用保証契約から3年間とし、また、交付の率は、基金協会が定める島根県災害等対策資金債務保証要項5を適用し、元本の保証残高に対し年0.15パーセント(以下、「保証料率」という。)とする。

(信用保証料補給金の額)

第4条 県が交付する信用保証料補給金の額は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間において、融資の平均残高(計算期間中の毎日の最高残高の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。)に、前条に規定する保証料率を乗じて算出した額とする。

(信用保証料補給金の交付承認申請及び承認)

第5条 資金利用農業者で保証料補給金を受けようとする者は、取扱金融機関及び基金協会を経由して、信用保証料補給金交付承認申請書(様式第1号)を県に提出し、その承認を受けなければならない。

2 県は、前項の承認をしたときは、保証料補給金交付承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(償還条件の等の変更)

第6条 第5条第2項の承認を受けた資金利用農業者は、第3条の信用保証料補給金の交付対象期間内において、借り受けた令和3年度大雨・台風農業被害対策資金の償還条件等を変更しようとするときは、取扱金融機関及び基金協会を経由して、信用保証料補給金変更交付承認申請書(様式第3号)を県に提出し、その承認を受けなければならない。

2 県は、前項の承認をしたときは、信用保証料補給金変更交付承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。ただし、融資要綱別表に定める令和3年度大雨・台風農業被害対策資金の最長償還期間を超

える期限延長は承認しない。

(信用保証料補給金の請求)

第7条 資金利用農業者は、信用保証料補給金を請求しようとするときは、第4条の期間の最終日を経過したら速やかに、令和3年度大雨・台風農業被害対策資金信用保証料補給金請求書(様式第5号)に、基金協会が発行する令和3年度大雨・台風農業被害対策資金信用保証料補給金計算明細書(様式第6号)を添えて、県に提出するものとする。

(保証料補給金の支払)

第8条 県は、前条の規定により基金協会から信用保証料補給金の請求があった場合において、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。

(保証料補給金の打ち切り等)

第9条 県は、資金利用農業者がその責に帰すべき事由により規則、融資要綱又はこの要綱の条項に違反したとき、又は取扱金融機関若しくは基金協会から当該信用保証料補給金に係る令和3年度大雨・台風農業被害対策資金の繰上償還の請求を受けたときは、信用保証料補給金を打ち切り、または既に交付した信用保証料補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(書類の保管)

第10条 資金利用農業者は、交付規則第4条に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(調 査)

第11条 県は、必要があると認めるときは、資金利用農業者、取扱金融機関及び基金協会に対し必要な調査を実施し、又は報告を求めることができる。

2 資金利用農業者、取扱金融機関及び基金協会は、前項の調査又は報告に応じなければならない。

(雑 則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、信用保証料補給金の交付について必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。

(様式第1号)

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金信用保証料補給金交付承認申請書

令和 年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

(法人にあつては法人名、代表者職・氏名)

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金にかかる保証料補給金の交付承認を受けたいので、
金銭消費貸借契約書兼保証委託契約書の写しを添付して申請します。

記

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金の借入金額等

融資認定年月日	令和 年 月 日
借入金額	円
借入年月日	令和 年 月 日
償還期限	令和 年 月 日
据置期間	令和 年 月 日

注:「口座振替申出書」添付すること

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

様

島根県知事 ○ ○ ○ ○

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金信用保証料補給金交付承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあったこのことについて、下記のとおり承認しましたので、お知らせします。

記

1. 信用保証料補給金交付を承認した令和3年度大雨・台風農業被害対策資金

融資実行年月日	
融資の金額	

2. 信用保証料補給金の内容

(1)保証料補給率

年0.15%

(2)保証料補給金の交付期間

令和 年 月 日
～令和 年 月 日

(3)保証料補給金の金額

毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間における融資の平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総額を、年間の日数(365日)で除して得た金額をいう。)に、(1)の保証料補給率を乗じた金額

(様式第3号)

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金信用保証料補給金変更交付承認申請書

令和 年 月 日

島根県知事

様

住所

氏名

(法人にあつては法人名、代表者職・氏名)

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金にかかる保証料補給金変更交付の承認を受けたいので、金銭消費貸借契約兼債務保証委託契約変更証書の写しを添えて申請します。

記

1 令和3年度大雨・台風農業被害対策資金の融資認定年月日等

融資認定年月日	令和 年 月 日
借入金額	円

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

--

(様式第4号)

番 号
令和 年 月 日

様

島根県知事 ○ ○ ○ ○

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金信用保証料補給金変更交付承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記のとおり変更交付を承認しましたので、お知らせします。

記

変更の内容

変更前	変更後

(様式第5号)

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金信用保証料補給金請求書

令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

代 表 者

(法人にあつては法人名、代表者職・氏名)

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金信用保証料補助金交付要綱第7条の規定に基づき、別添のとおり信用保証料補給金計算明細書を添え、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの信用保証料補給金を下記のとおり請求いたします。

記

信用保証料補給金請求額 金 円

(様式第6号)

令和3年度大雨・台風農業被害対策資金信用保証料補給金計算明細書

令和 年 月 日

(債務者名)

様

島根県農業信用基金協会

会長理事

下記債務者に係る令和3年7月大雨農業被害対策資金について、受領済みの令和 年度分の信用保証料（保証料補給金の額）については、以下の明細のとおりです。

債務者名 住所

氏名

(法人にあっては法人名、代表者職・氏名)

令和 年度分 (令和 年 月 日～令和 年 月 日)

取扱金融機関名 (地区本部名)	認定日	認定額 (千円)	融資実行日	償還 期限	据置 期間	期首保証残高 (円)	異動月日	期中償還額 (円)	償還後残高 (円)	保証期間		平均残高(円) <small>(保証残高*保証日数)/365</small>	保証料率(%)	信用保証料 (補給金額)(円)	備考
										月 日～	月 日				
				年	年					～		0	0.15	0	
										～		0			
										～		0			
						計		0	—	—	—	0			